

# 第1回 法人内会計実務者会議

日時:	平成30年11月16日(金)		
	11:00~		
場所:	三養苑 応接室		
出席者:	本部	統括会計責任者	木田
	箕面の郷	拠点会計	西村
	檀原の郷	拠点会計	山脇
	日置の郷	拠点会計	島
	サンフォート武庫之荘	拠点会計	神田
	四宮三養苑	拠点会計	幸
	住之江の郷	拠点会計	森中
	田辺の郷	拠点会計	楠本
	ケアハウス椿	拠点会計	津越
	網島の郷	拠点会計	本郷
	ゆめの樹保育園	拠点会計	岩谷

特定社会福祉法人として、今回法人内での会計担当者の勉強会を開催しました。法人内の施設の事務員が専門職と同様の重要性を再認識する会議になりました。今後も法人内で共有し、事務レベルの向上を目的に会議を継続していきたいと思っております。

## 会議内容抜粋

### ① 会計の確認作業のお願い

通帳の残高、職員預り金、施設内事業所間貸借を合わせる、諸口に関してはシステムの都合上、各々確認できないため本部木田にて確認、急ぎでない場合に限っては共有及びメール等で確認する。

経理規定第四章の(月次報告)第32条

事業所ごと拠点ごと施設全体の試算表

を翌月末までに本部統括会計責任者 木田に共有及びメール等にて確認

本部木田にて法人全体でまとめ、理事長に報告。

### ② 小口の取り扱いについて

小口現金出納帳

※小口について

経理規定第四章出納(残高の確認)第30条2.3の会計責任者として出納責任者の

チェック/印をもって確認する。

※保証金等ある施設は入居者名、入居日、保証金など明確な一覧表にて

適宜、確認/印をするものとする

※現金管理

利用料について

経理規定第四章出納(収集した金銭の保管)第24条について

高額な利用料の集金を施設で保管することのリスクの大きさを鑑みると

引き落としを選択できるようにする。

### ③ 利用料の未収金について

各施設で利用料の未収金の把握

例)未収金の理由、集金予定を明確にする

※毎月の試算表とともに本部に連絡

### ④ 連絡網の作成

### ⑤ 会計給与の業務について

その他

・ 監査人 経理規定第12章 内部監査(内部監査)第70条の説明

・ 障害者雇用について積極的に各拠点雇用を推進すること。

・ 年度末の未払の業者/金額の把握